

小千谷市A I オンデマンド交通システム導入業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和7年1月

小千谷市

1 目的

本要領は、小千谷市A I オンデマンド交通システム導入業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、受託候補者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

小千谷市A I オンデマンド交通システム導入業務

(2) 業務の目的

本市の公共交通体系にかかる資源を有効に活用し、持続可能かつ市民が利用しやすい公共交通網の構築に向け、地域の実情に応じた新たな交通サービスの実現のため、A I オンデマンド交通を導入するもの。

(3) 業務内容

別紙「小千谷市A I オンデマンド交通システム導入業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 提案限度額

22,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(6) 実施形式

本業務の履行にあたっては、専門的知識、技術を要することから、価格のみでなく、本市の地域特性に合わせた企画提案力が必要である。このため、広く公募により提案を求め、総合的な見地から判断し、最適な企画・技術能力等を有する事業者を選定するため、プロポーザル方式により候補者を決定する。

3 選定方法

(1) 選定方法

次の手順により、本業務の受託者を選定する。

① 参加資格審査

参加表明書等により、参加資格及び参加条件を満たす者であるかを審査し、参加資格審査を通過した者には、企画提案書の提出を要請する。

② 第一次審査（書類審査）

提出された参加表明書及び企画提案書をもとに書類審査を行い、優秀な最大3者を選定し、第二次審査のプレゼンテーションへの出席を要請する。

③ 第二次審査（プレゼンテーション）

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（質疑）により審査し、第一次審査と第二次審査の評価得点を合計して順位を決定する。

④ 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本市は、審査委員会における審査の結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。優先交渉権者と企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとにして、本業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、随意契約を締結するものとする。優先交渉権者との交渉が整わない場合は、次点交渉権者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に２者以上と交渉することはない。

(2) 審査委員会の設置

本市は、応募者から提出された提案の審査を行うため、「A I オンデマンド交通システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、あらかじめ定められた評価基準に基づき、公正な審査を行う。また、審査結果については本市ホームページで公表する。

(3) 評価基準

別表１「第一次審査（書類審査）評価基準」及び別表２「第二次審査（プレゼンテーション）評価基準」により評価する。

(4) 募集及び選定スケジュール（予定）

内 容	日 程
公告日	令和 7 年 1 月 1 4 日（火）
参加表明書及び企画提案書等に関する質問書の受付期間	令和 7 年 1 月 1 4 日（火）～1 月 2 3 日（木） 1 7 時
参加表明書及び企画提案書等に関する質問書に対する回答	令和 7 年 1 月 2 9 日（水）までに小千谷市 HP に公開
参加表明書等の受付期間	令和 7 年 1 月 1 4 日（火）～1 月 3 0 日（木） 1 7 時
参加資格審査の結果通知	令和 7 年 2 月 3 日（月）まで
企画提案書の受付期間	令和 7 年 2 月 3 日（月）～2 月 1 0 日（月） 1 7 時
第一次審査（書類審査）	令和 7 年 2 月 1 4 日（金）まで
第一次審査結果の通知及び公表	令和 7 年 2 月 1 4 日（金）まで
第二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 2 月 2 0 日（木）
第二次審査の結果通知	令和 7 年 3 月 5 日（水）まで
審査結果公表及び契約締結	令和 7 年 5 月中旬（予定）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、参加表明書の受付日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立ての場合も含む）をなされていない者。
- (5) 小千谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (6) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でない者。
- (7) 最近1年間において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者。
- (8) 過去3年の間、当市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって、契約の相手方として不適当と市長が認める者でないこと。
- (9) 本業務に類似する業務実績を保持し、かつ自主運営事業や本格運行（実証を除く）支援実績などに基づく支援ノウハウを有すること。

5 参加条件

- (1) 単体企業又は共同企業体（2者以上）で参加表明書等を提出すること。
- (2) 本業務をより確実に遂行するために、協力事業者を本業務体制に組織することができる。体制に組織する場合、各業務分野責任者を兼ねることは差し支えない。また、協力事業者は他の参加者との重複を可とする。なお、協力事業者についても、「4 参加資格」をすべて満たすものとする。

6 失格要件

次の各号にいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格審査の結果通知により参加資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に、「4 参加資格」及び「5 参加条件」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (3) 「8(2)③無効となる提出書類」に該当した場合。
- (4) 他の応募者のプレゼンテーションを参観又は聴講した場合。
- (5) プレゼンテーション時に、事前に本市に報告した出席者（第一次審査結果の通知時に別途指示する。）以外の者が出席した場合。
- (6) 審査委員、本市職員及び本事業に係る業務に関与した者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (7) 既に発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合。
- (8) その他本実施要領に違反するなど、審査委員会が不適格と認めた場合。

7 募集手続等

- (1) 本プロポーザルに係る関係書類等の交付
 - ① 参加資格審査
 - ア 公告の写し
 - イ 実施要領
 - ウ 資料1 仕様書
 - エ 資料2 様式集
 - ② 交付方法
本市ホームページ上で交付する
URL : <https://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/nigiwai/proposal.html>
- (2) 説明会
本プロポーザルに係る説明会は実施しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書等に関する質問書の受付
参加表明書及び企画提案書等に関する質問書の受付を、次のとおり受け付ける。
 - ① 提出期間
令和7年1月14日（火）～1月23日（木）17時（必着）
 - ② 提出方法
参加表明書及び企画提案書等に関する質問書【様式第8号】により質問書を作成し、「11 事務局」（以下「事務局」という。）に電子メールで提出するものとする。
電子メールの件名は「小千谷市A I オンデマンド交通システム導入業務質問書」とすること。

- (4) 参加表明書及び企画提案書等に関する質問書に対する回答
令和7年1月29日（水）までに本市ホームページで随時公表する。
- (5) 参加表明書等の提出
応募者は、参加表明及び参加資格審査申請に係る書類等を次のとおり提出すること。
- ① 提出期間
令和7年1月14日（火）～1月30日（木）17時（必着）
 - ② 提出方法
 - ・持参又は郵送とする。
 - ・持参の場合は、閉庁日を除く日の9時～17時までを受付時間とする。事前に事務局に電話連絡したうえで持参すること。
 - ・郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。
 - ・提出書類の電子データも併せて電子メールで提出すること。
 - ・事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付する。
 - ③ 提出場所
事務局
 - ④ 提出書類等
 - ア 参加表明書【様式第1号】
 - イ 参加表明書等受領書【様式第1-2号】
 - ウ 会社概要【様式第2号】
 - エ 受注業務実績書【様式第3号】
 - オ 統括責任者及び業務責任者一覧【様式第4号】
 - カ 統括責任者の業務実績等【様式第5号】
 - キ 業務責任者の業務実績等【様式第6号】
 - ク 連携協力事業者の概要【様式第7号】
 - ケ 国税及び都道府県税並びに市町村税における未納がないことを証明するもの（交付から3か月以内のもの、写し可）
 - コ 印鑑証明書（交付から3か月以内のもの、写し可）
 - サ 商業登記簿謄本（交付から3か月以内のもの、写し可）
 - シ 財務諸表（前年度分）
 - ス ア～シまでの提出書類の電子データ
 - ⑤ 提出部数
 - ・紙媒体：7部（正本：1部、副本：6部） ※必要に応じカラー印刷
 - ⑥ 提出書類の作成上の留意事項
 - ・提出様式は日本工業規格A4判片面タテとし、片面印刷とする。
 - ・提出書類一式は、上記(5)④「提出書類等」の記載順に基づき、書類の種類が判別できるようにタックインデックス等を付して、フラットファイル等に綴ること。フラ

- ットファイル等には、表紙・背表紙にプロポーザル名及び参加者名を記載すること。
- ・必要に応じて第二次審査のプレゼンテーション時等に、実績の具体的内容を確認することがある。

(6) 参加資格審査結果通知及び企画提案書の提出要請

① 通知日

令和7年2月3日（月）まで

② 通知方法

参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(7) 企画提案書の提出

参加資格審査を通過した応募者は、企画提案書に係る書類等を、次のとおり提出すること。

① 提出期間

令和7年2月3日（月）～2月10日（月）17時（必着）

② 提出方法

- ・持参又は郵送とする。
- ・持参の場合は、閉庁日を除く日の9時～17時までを受付時間とする。事前に事務局に電話連絡したうえで持参すること。
- ・郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。
- ・提出書類の電子データも併せて電子メールで提出すること。
- ・事務局による提出書類の受領確認後、企画提案提出書受領書を交付する。

③ 提出場所

事務局

④ 提出書類等

ア 企画提案提出書【様式第9号】

イ 企画提案提出書受領書【様式第9-1号】

ウ 企画提案書【様式第10号】

エ 本業務についての見積書【様式第11号】（任意様式の内訳書を含む）

オ ア～エまでの提出書類の電子データ

⑤ 提出部数

- ・紙媒体：7部（正本：1部、副本：6部） ※必要に応じカラー印刷

⑥ 提出書類の作成上の留意事項

- ・提出書類一式は、上記(7)④「提出書類等」の記載順に基づき、1部ずつクリップ止めで提出すること。
- ・企画提案書に記入する文字の大きさは10ポイント以上とする。ただし、図・表中の文字についてはこの限りでない。
- ・使用するフォントの種類及びカラーは自由とする。

- 基本的な考え方を文章で簡潔に記述すること。
- 応募者が特定できる情報を記載して構わない。
- プロポーザル方式は、業務対象に対する発想・解決方法等の企画提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、企画提案は文章での表現を原則とし、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認める。
- 見積書は、代表者印を捺印し提出すること。
- 企画提案の選考においては、提案者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、提案内容を評価しやすいように具体的にわかりやすく記載すること。
- 企画提案書は60ページを上限とし、ページ番号を記入すること。
- 企画提案書の構成は下記を基本とし、過不足なく記載すること。

1	企業紹介	会社の規模、事業所、運営体制、当市のサポート体制
2	システム構成とデザイン	利用者画面、ドライバー画面、管理者画面等の構成、デザイン
3	機能要件	基本機能、システムの特徴、管理機能
4	操作性、ユーザビリティ	利用者画面、ドライバー画面、管理者画面の入力方法
5	工程・作業項目	システム導入スケジュール、工程管理
6	拡張性	システムの拡張性、特徴
7	運用保守体制	保守体制と支援範囲、プロジェクトマネジメント支援、メンテナンススケジュール、障害発生時の対応、バージョンアップ、Q&A等のサポート体制等
8	セキュリティ対策	個人情報保護体制、セキュリティ対策 外部からの侵入などへの対策
9	拡張機能、独自提案	当市の要求水準外の独自の標準拡張機能・サービスの紹介（ただし見積内で実施できるもの）
10	その他	アピールポイントなど

- (8) 第一次審査結果の通知及び公表、第二次審査（プレゼンテーション）への出席要請参加表明書及び企画提案書等の提出された書類をもとに書類審査（非公開）を行い、優秀な最大3者を選定し、第二次審査への出席要請を行う。

① 通知日

令和7年2月14日（金）まで

② 通知方法及び公表

すべての応募者に対し、電子メールで通知する。

(9) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査通過者を対象に、企画提案内容の確認等を目的として、プレゼンテーションを実施する。

① 実施日

令和7年2月20日（木）

② 実施方法

- ・プレゼンテーションは小千谷市役所で行い、審査は非公開で行う。
- ・現地集合開催を予定しているが、状況によっては Web 会議システムを活用した開催に変更する場合がある。
- ・実施日時及び実施方法の詳細については下記のとおりであるが、第一次審査（書類審査）結果通知時に別途お知らせする。

実施方法：a. 1者につき出席者は3名以内とし、持ち時間は45分（準備撤去5分、説明25分以内、質疑15分程度）を目安とする。

b. プレゼンテーション及びヒアリングは、提出された企画提案資料及びプロジェクター投影での補足資料に基づき行うものとし、当日の追加資料提出は認めない。

プロジェクター投影での補足資料は、動画等を含むことも可能であり、当日持参可能とする。

c. プロジェクター及びスクリーンは小千谷市が準備する。パソコンその他の機器等を必要とする場合は持参すること（HDMI 接続）。

d. プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。ただし、小千谷市職員は例外とし、また、内容の録画又は録音することができるものとする。

e. 第二次審査で評点の最も高い者が同点で複数となった場合は、同点となった者についてのみ再審査を行い、受託候補者を決定するものとする。

(10) 第二次審査結果の通知及び公表

プレゼンテーションに参加したすべての応募者に対し、電子メールで通知するとともに、契約候補者決定については本市のホームページで公表する。

なお、審査結果に関する理由等については公表しない。

① 結果通知日

令和7年3月5日（水）まで

② 公表日

令和7年5月中旬（予定）

8 提出書類の作成

(1) 提出書類

応募にあたっての提出書類については、資料2「様式集」を参照すること。

(2) 留意点等

① 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

② 費用負担

本プロポーザルに係る経費は、すべて参加事業者の負担とする。

③ 無効となる提出書類

次のいずれかに該当する提出書類は無効とする。無効となったときは、その時点で当該参加者を失格とする。

ア 提案に必要な書類が不足している場合

イ 記載項目・記載事項に著しい不備がある場合

ウ 虚偽の内容が記載されている場合

エ 見積金額が本業務の事業費（消費税及び地方消費税を含む）上限を上回る場合

オ その他合理的な理由に基づき本市又は委員会が不相当と認めた場合

(3) 提出書類の取扱い及び著作権

① 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

② 著作権

- ・提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。ただし、本市は、本事業の実施その他本市が必要と認める用途に用いるために、提出書類を無償で使用することができる。

③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(4) 応募者の複数提案の禁止

一応募者は、複数の提案を行うことはできない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りでない。

(6) 用言語及び単位

提出書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

9 契約に関する基本事項

契約候補者に選定された者と本市が協議し、事業実施に係る仕様を確定させたうえで、契約（随意契約）を締結する。契約にあたっては、基本仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とする。

なお、本事業は、令和7年度の国土交通省の補助事業として実施することを前提とし、補助金が不採択となった場合には事業を実施しない可能性があることに留意すること。

10 その他の事項

- (1) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (2) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

11 事務局

小千谷市にぎわい交流課 交流推進係 担当：安達

住 所：〒947-0028 新潟県小千谷市城内1丁目13番20号

電 話：0258-83-3512

FAX：0258-83-0871

E-mail：kouryu@city.ojiya.niigata.jp